

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第46回）開催結果概要

1 日時

平成24年9月19日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，甲斐哲彦，近藤宏子，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，
二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

小林宏司審議官，小野寺真也総務局第一課長，佐々木健二総務局参事官，
岡崎克彦民事局第一・三課長，香川徹也刑事局第二課長，
三輪方大行政局第一・三課長，浅香竜太家庭局第一課長

4 進行

（1）社会的要因に関する意見交換について

ア 意見交換の進め方

小林審議官から，社会的要因の検証に当たっては，従前の検討会において，
紛争の総量や動向に影響を与える要因，裁判事件となる紛争の総量や動向に
影響を与える要因を検討することとされており，これまでに法的紛争一般の
動向に関わる調査，裁判外での紛争処理についての全般的な状況の調査，特
にADR及び保険制度並びに遺言，後見及び信託等の諸制度に着目した調査，
さらには，医事紛争，建築紛争，遺産紛争という個別の紛争類型に着目した
調査を行ってきたこと，今回から3回にわたり意見交換をしていただくが，
今回（第46回）は，社会的要因一般に関わる総論的な位置付けとして上記
法的紛争一般の動向，裁判外での紛争処理についての全般的な状況について
意見交換をしていただくこと，次回（第47回）は，医事・建築紛争につい

て意見交換をしていただくこと、次々回（第48回）は遺産紛争についての意見交換のほか、それまでの議論を踏まえた総括的な意見交換をしていただくこと、その後、委員の意見を踏まえ、事務局において報告書の骨子案を作成し、改めて委員から意見を伺い、報告内容を取りまとめることが説明された。

イ 法的紛争一般の動向に関する意見交換

小林審議官から、これまでの調査の結果、市役所や消費生活センター等の各種相談機関に多数の相談案件が持ち込まれ、弁護士のいない島しょ部であっても弁護士が来訪しての法律相談は盛況であり、消費生活センターにおいては相談件数の10倍程度の暗数が存在しているとの指摘がされるなど、潜在化している多数の法的紛争が存するとうかがわれる状況があること、社会の高齢化が進行し、各種相談機関では高齢者の消費者被害に関する相談、親の介護や財産の管理、成年後見に関する相談が増加しており、地域の世話役的な人物による紛争処理機能が弱まっているとの指摘や、家族観や家族規範の変化が家族内の葛藤、紛争につながるなどの指摘がされるなど、社会の変容がうかがわれる状況があること、紛争を好まない風土や人柄が最近薄らいでいるとの指摘や、法的解決をちゅうちょする意識の変化が見られ、若い世代を中心に裁判所の敷居が低くなっているとの指摘がされたほか、法教育の取組も進展し、各種相談機関では様々な広報・啓発活動の取組が行われ、法務省においても取組が続けられるなど、紛争に対する国民の意識が変容しつつあるとうかがわれる状況があること、市役所、消費生活センター等では充実した相談活動が行われ、事案に応じて市役所内の担当部署、消費生活センター、法テラス、弁護士等の各種相談機関と連携や紛争の適宜な振り分けがされており、法テラスの法律相談援助を含めた法律相談は増加傾向にあって、特に無料法律相談の増加が顕著であること、弁護士数が増加しており、医事紛争を専門とする弁護士グループが存するなどの専門化も見られるほか、

法律相談に当たりあらかじめインターネットで関連する情報を調べてくる相談者も多いとの指摘がされたこと、これらの状況に照らすと、法的アクセスが容易になりつつあるとうかがわれる状況にあること、平成12年に日弁連リーガル・アクセス・センター（LAC）が開設され、LACと提携した保険会社が弁護士保険の販売を開始したが、その販売件数の急増に伴い、LACが弁護士を紹介した件数も急増している状況にあり、簡易裁判所の交通関係訴訟で代理人選任率が高まっているのは上記弁護士保険の動向の影響があると考えられるほか、法テラスでの民事法律扶助業務の取扱件数も増加しているなど、紛争解決のコストをめぐる状況の変化がうかがわれるとの説明がされた。

（二島委員）

物損の交通事故では損害額が少額であることから、これまでは法的な紛争があってもそのままになってしまい、暗数が相当多かったのではないかと思う。LACは損害額が少額であっても弁護士が受任しやすい仕組みになっており、今後も販売件数が増えるにしたがって埋もれていた物損の交通事故の紛争が顕在化するのではないかと思う。法的紛争の動向を検討する上で、原告側となる者が利用する弁護士保険についての分析を深めるとよいのではないか。日本でもドイツのように弁護士保険が普及することが期待される。

（中尾委員）

当事者は自分が抱えている問題が法的紛争であるかなかなか分からず、市役所等で相談して指摘されて初めて法的紛争を認知することがある。しかし、法的紛争を認知しても相談だけで終わってしまい、法的紛争を解決するための司法アクセスにつながらないものが多い。当事者が法的紛争を認知した上で、法的解決ルートに乗せることが必要であり、そこでの弁護士の役割は大きい。司法アクセスを改善するためには弁護士数の増加だけ

では十分ではなく、弁護士への心理的・物理的な距離感を縮めるような改革も必要である。

訴えを提起し、判決を得て強制執行しても、実効性がなく費用倒れに終わってしまうのであれば、当事者が途中で法的解決をあきらめてしまう。訴訟手続、執行手続の改革により裁判の実効性を高めないと司法アクセスは広がらないのではないか。司法アクセスについては、法律相談等のいわば入口の問題と、執行手続等のいわば出口の問題とを一緒に改善する必要がある。

(二島委員)

裁判の実効性を高めるという点では、民事訴訟において証拠を早期に開示させる制度や民事執行における財産照会制度についても、いずれは立法的な解決を図る必要があるように思う。

(仙田委員)

日本の若者の大きな特徴は、孤独ということにある。OECD加盟25か国を対象に行われた15歳の意識調査(2007年)において「孤独を感じる」とした回答は、日本が30%近くと突出して多い。日本の子供は、外で友達と遊び、けんかをしたり仲直りをしたりするという人間的な接触をするという時間や経験が少ない。このようなコミュニケーション能力が低い子供が大人になるのであるから、今後、法的紛争が減少する傾向になるとは思われない。自分自身では紛争を解決することができず、第三者に紛争解決を委ねざるを得ないであろう。

(二島委員)

インターネットで情報検索をすることで弁護士を探すこともできるようになっており、インターネットの普及は弁護士へのアクセスにも大きな影響を及ぼしている。また、インターネットを活用している法律事務所の中には、初回の法律相談を無料で行っている法律事務所もあり、弁護士会で

行う有料の法律相談が減少している背景にはそうした事情もあるようである。インターネットの活用状況について検討することも考えられる。

(山本委員)

インターネットで情報検索することで自ら抱える問題が法的紛争であると認知し、さらには弁護士へアクセスするに至ることもある。インターネットを利用している世代が高齢化すれば、高齢者自身がインターネットを利用していることとなり、法的紛争の認知や顕在化の様相は現在とは異なるものとなる可能性がある。紛争の将来動向を検討する上でインターネットは重要であろう。

実情調査を通じて、第一次的なアクセス機関としての市町村役場の重要性を認識した。当事者が抱えている問題を法的問題として認知させ、それを適切な紛争解決ルートに乗せる機能を高めていくことが重要であり、そのためには中核となるべき人材を養成することが重要であると思われる。

法的紛争を法的解決ルートに乗せるためには弁護士へのアクセスが重要であるが、コストの問題があい路になっているように感じる。法的サービスを必要としているのに、弁護士費用の負担を恐れて弁護士に委任しないということがあるのではないか。弁護士保険はこうした問題を解決する最大のポイントであり、今後、ドイツのように弁護士保険が普及するためにどのような条件整備が必要かを考えることになるだろう。

(中尾委員)

弁護士会では、当事者に弁護士事務所に相談に来てもらうというこれまでのスタイルから、弁護士自ら当事者の中に入ってニーズを探り、法的紛争の法的解決につなげるという「アウトリーチ」のスタイルに変えていかなければならないとの議論がされている。最近では、若い世代の弁護士が、被災地の仮設住宅等を回って被災者の相談をするという活動をしているが、こうしたスタイルの活動が、これから弁護士活動のあるべき姿であると考

えられる。

これまでは行政に任せていた福祉の分野においても、法的に解決すべき事案があることが分かりつつある。今後、行政とのいわば端境にある分野で、弁護士を通じて法的に解決すべき事案が増えていくであろう。

家事事件については、自治体の相談、ドメスティック・バイオレンス事件のサポートをするNPO法人等の活動、弁護士の活動等の裁判外の活動と、家庭裁判所とが連携するシステムの構築をもう少し意識的に心掛けてはどうか。連携の場ができればかなりの事件が顕在化し、法的解決につながるように思われる。高齢化社会における福祉の事件や家庭内の事件は、社会全体で紛争を解決するとの理念の中で仕組みを考えていくことが必要となってくるであろう。

(甲斐委員)

家庭裁判所と各種機関との連携の理念自体に反対するものではないが、裁判所は判断機関であるから、その性質上、手続案内を超える対応をすることは難しく、したがって、一方当事者の代理的な立場にある機関との連携については消極的にならざるを得ないであろう。

(野間委員)

一般人の立場からすると、法律事務所はまだまだ非日常的で敷居が高い。何か困ったことがあると、法律事務所に行くよりも前にインターネットで情報検索をし、それを見て弁護士等に相談した方が良いかどうかを判断していると思われ、そこではインターネットによる振り分け機能が発揮されているといえる。今後もインターネットの有用性は増していくであろう。

実情調査において、地域密着型の消費生活センターでは、相談員により紛争解決手段の選択についての的確な助言が行われており、法的アクセスに重要な役割を担っていることを実感した。その重要性は今後も増していくことと思われる。

(井堀委員)

法的アクセスの容易化，インターネットの普及，価値観の変化等の法的紛争を増加させる要因がある一方で，人口の減少，他人との接触機会の減少といった法的紛争を減少させる要因もある。今後の中長期的な紛争の動向を検討するに当たっては，増加要因，減少要因の双方を検討する必要があるのではないか。

(高橋座長)

社会の変容については，これまで主として検討してきた少子高齢化の点のみならず，我が国の国際化，企業間紛争の実態の変化といった点からもうかがわれるところである。また，司法アクセスについては，国内実情調査では，地方においては司法書士等の隣接法律専門職への相談もあることもうかがわれ，地方における自治体の権威の高さもうかがわれたが，それらの動向にも関心が持たれる。これらの点を社会的要因の検討の中でどのように捉えるか検討することも考えられる。

ウ 裁判外での紛争処理についての全般的な状況に関する意見交換

小林審議官から，ADR及び保険制度並びに遺言，後見及び信託等の諸制度に着目した調査を行った結果，広義のADRともいえる，市役所や消費生活センター等の各種相談機関では，多くの事案が相談を通じて自主的に解決され，また，各種相談機関が連携し，紛争を適切に振り分けることで解決されているという実情があったこと，狭義のADRというべきもののうち，民間型ADRについては，平成24年7月11日現在，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律による認証を受けた114のADR機関のほか，30の弁護士会が設置，運営する35のADR機関などがあるが，これらの機関が取り扱った事件数は合計して年間1000程度であり，司法型ADRである簡易裁判所の一般調停事件（宅地建物，商事，交通等を除く。）が年間3万件台で推移しているのと比較してその利用は低調であること，もっと

も、専門分野においては、行政型ADRである筆界特定制度の利用が堅調であり、民間型ADRの中でも専門性が高い医療の分野では医療ADRの取組が続けられ、業界型ADRである金融ADRにおいて多くの事件が処理されている状況に鑑みると、民間型ADRでも専門性に特化した分野での発展が期待されるとの指摘がされたこと、保険制度については、交通事故の分野では、多数の事案が訴訟にまで至ることなく保険によって解決されており、保険制度が裁判外での紛争処理において重要な役割を担っているといること、専門分野では、医事紛争において医師賠償責任保険が大きな役割を果たし、建築紛争において瑕疵担保責任保険が整備されつつあること、保険の機能については、賠償金の支払を容易とする点で裁判外での紛争解決に大きな役割を果たしているが、他方で、回収可能性の心配なく訴訟を提起することができるという側面があるとの指摘もされたこと、遺言、後見及び信託等の諸制度については、裁判所における遺産分割事件や成年後見関係の事件数が高齢化の進展と機を一にして増加していること、公証役場における遺言公正証書及び任意後見契約公正証書の作成件数、信託銀行における遺産関連の業務の件数はいずれも増加していること、諸外国のADRの状況については、陪審制度を採用しているアメリカでは多くの事件でADRが利用されているが、その背景には裁判コストの問題、陪審制度の不確実性の問題があると指摘されていること、我が国と類似した裁判制度を採用しているフランスやドイツでは裁判手続の役割が大きく、現状ではADRはあまり発展していないこと、諸外国の保険制度の状況については、アメリカ、フランス、ドイツとも賠償責任保険が浸透しており、医事、建築といった専門分野では特に整備が進んでいることなどの説明がされた。

(山本委員)

多種多様なADR機関が設立されたが、全体的にその利用は低調である。もっとも、申立件数が増加している金融ADRのように、特定の分野につ

いての施策が採られれば利用者のニーズを拾い上げることのできる分野がほかにもあるのではないかと思われる。

日常的な紛争については広義のADRを含めてADRで解決し、困難な紛争については裁判所で解決するというように、ADRと裁判所との間では、いわば町の医者と総合病院との間のような役割分担をすることが考えられるのではないか。また、専門的な紛争分野、例えば医事紛争の分野では、裁判では必ずしも捉えきれない患者側、医療側のニーズをくみ取るなどの、ADRが果たし得る役割があるように思われる。

今後ADRが発展するための条件の整備についてであるが、申立件数が多い愛知県弁護士会が運営するADRをみると、弁護士が紛争解決手段としてADRを積極的に利用しているようであり、こうした例から弁護士によるADRの選択を促す条件の整備をどのように図るべきかを検討していくことが考えられる。また、金融ADRでは、金融機関は利用者からの紛争解決申立てに応じなければならないこと、ADR機関から提示された和解案を原則として受け入れなければならないこととして紛争解決の実効性が高められており、事業者と消費者間の紛争についてのADRの在り方については、金融ADRが一つのモデルになると考えられる。

(仙田委員)

建築紛争についてもADRにより解決される余地があるように思われる。アメリカでは建築専門家も積極的であるが、日本では建築専門家が関与してのADRはなかなか進展していない。

(甲斐委員)

筆界特定制度は、法務局が行っている手続で専門性、信頼性が高く、筆界特定がされて一定の要件を満たせば、登記所備付けの地図が訂正されるので、実効性もある。同制度を経ずに境界確定の訴えが提起された場合には、まずは同制度を先行して利用するよう促しているのが実情である。同

制度は専門ADRの成功例といわれており，その分析をすることによって，ADRが発展していくための条件整備の在り方について，一定の方向性が見えてくるのではないか。

（中尾委員）

弁護士の感覚では，一般の民事紛争について民間型ADRに持ち込むメリットはあまり感じない。多少費用がかかっても，信頼性，公平性の観点から簡易裁判所の民事調停に持ち込むだろう。民事調停については，調停に代わる決定を積極的に活用するなどして裁定機能を強化したり，専門家の調停委員を関与させるなどして紛争解決機能を高めれば，より一層利用が促進されるのではないか。調停制度の改革は大きなキーワードとなるであろう。他方，民間型ADRについては，専門分野に特化してその精度を高めつつ，信頼を確保するという方向で裁判と役割分担をするのがよいのではないか。

デリバティブ取引に関する紛争の相談を受けたことがあったが，こうした紛争は，専門性が高く，本来は裁判所の判断でないと責任の所在や過失相殺割合が認定できないようなものといえよう。経験したところでは，金融ADRで，こうした紛争について金融機関寄りと思われる和解案が提示されたというものがあり，その信頼性，公平性に課題があると感じた。

（岡崎民事局第一課長）

当事者の権利意識の変化が見られ，民事調停においても法的判断や専門的知識に裏付けられた合理的なあっせんを求める傾向が強まっているところである。そこで，近時，民事調停においても単に当事者の互譲を促すことによるのみ解決を図ろうとするのではなく，法的な判断枠組みを取り入れながら，調停委員会が一定の事実認定を行い，仮に訴訟になった場合の結論を念頭に置きながら解決案の策定，提示を行い，それでもうまくいかないときには調停に代わる決定をして一定の判断を示すというような審

理モデルを研究しているところである。こうしたことによって紛争解決機能を高め、民事調停をより魅力的なものとしたいと考えている。

(山本委員)

一般的なADRについては、正規の申立件数自体は少ないものの、その前段階に当たる相談や非公式のあっせん等の件数は多数に上り、それにより紛争が解決されている場合も多い。例えば、PLセンターもそうであるし、金融ADRについても、紛争解決手続受付件数は年間約2000件であるが、その前段階にある苦情処理受付件数は年間7000件を超えている。これらのことからすると、一般的なADRでもADRは機能しており、多くの紛争が解決されているという面もあるといえ、このことをどのように評価し、更に改善する方法について検討することも重要であろう。

(甲斐委員)

地方裁判所で遺産紛争を担当していると、自筆証書遺言の有効性等が問題となることが多く、そこでは遺言者の自筆であるか否か、遺言書の文言の内容、趣旨、範囲がどのようなものであるか等が争点となり、双方が筆跡鑑定書を提出するなどして激しく争われ、判決をしても当事者の納得が得られないことも多い。公正証書遺言、成年後見などの手続的に証拠が残るような仕組みを利用すれば、将来の遺産紛争を予防することができるし、仮に紛争となったとしても、証拠に基づく合理的な解決を図ることができるのではないかと思う。

(仙田委員)

アメリカ、ドイツ、フランスで建築分野の損害賠償保険制度が浸透している背景には、損害保険に加入しないと建築請負契約を締結することができないということがある。日本の場合には必ずしもそうではなく、その点で違いがある。

(二島委員)

交通事故については、保険会社の示談代行により多くの事故が解決されているが、保険会社同士の意向によって解決されてしまい、そのために紛争が埋もれているということはないか留意すべきである。

(高橋座長)

アメリカでは、訴訟の増加により裁判所が過度に繁忙になり、悪影響が生じたため裁判所が担う機能の一部を他の機関が代替せざるを得なくなったこと、法的解決は万能ではなく、コミュニティーによる非法的解決もあるべきだという考え方があったことからADRが発展したが、上記のような状況にはない我が国では、現状では、裁判所が行うADRである民事調停と、金融ADRのように行政官庁がいわば背後にあるADRが成功しているといえよう。

(2) 報告

小林審議官から、アメリカ、フランス及びドイツの国外基礎調査並びに保険制度及び遺産紛争に関する基礎調査について報告された。

(3) 今後の予定について

9月下旬に、家事事件、特に遺産紛争に着目した国内実情調査を実施することが確認された。

また、次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第47回 10月31日(水)午後1時30分から

第48回 11月28日(水)午前10時から

(以上)